

第12次労働災害防止 推進計画のポイント

(平成25年度～29年度)

陸上貨物運送業編

藤沢労働基準監督署

陸上貨物運送事業 で働く方々の 安全と健康を確保 するために！

第12次労働災害防止推進計画(以下、「推進計画」という。)が4月からスタートいたしました。多くの経営者の方々は、まだ、推進計画の取組内容を御存じでない方が多いように思われます。

このため、推進計画の取組内容と注意点及び小売業を取り巻く情勢と今後の課題等を整理しながら、湘南地域(藤沢市・茅ヶ崎市・鎌倉市・寒川町)における陸上貨物運送業の労働災害の現状等に照らし合わせた推進計画のポイントをお伝えいたします。

ぜひとも、経営者や管理・監督者の方は、常に安全衛生活動の先頭に立って推進計画の取組内容に重点を置いた事業活動を展開するとともに、みんなが安心して働ける職場環境を形成するようにして下さい。

陸上貨物運送事業における労働災害の現状

～第11次労働災害防止計画期間中(平成20年度～24年度)に発生した労働災害の現状～

・死亡者数(累計): 1人

- ・・・平成23年に、食品配送センターにおいて被災者が3tの冷凍冷蔵車に食料品を載せていたところ、トラックの荷物室から出てこないことに周囲の者が気が付き、荷物室を開けたところ被災者が倒れていたのを発見し、救急車で病院に搬送したが、発見から約1時間後に解離性大動脈瘤破裂により死亡したものの。

・死傷者数(累計): 198人(平成24年の死傷者数34人)

- ・・・第10次防期間中では、休業4日以上労働災害により229人の方が被災しましたが、第11次防期間中では、31人(-13.54%)の減少が見受けられ198人となり、第11次防の最終目標であった労働災害を43件以下にするという目標を達成することができました。

しかし、依然として労働災害発生場所の約7割以上が「荷主先」で発生しており、荷主側に協力を得なければ労働災害防止に結びつきにくい状況となっています。

また、健康診断の有所見率も、依然として50%を超えており、健康診断実施後の有所見者対策への取組を確実に実施することが求められています。

事故の型別

- 1位 墜落・転落(49件)
- 2位 動作の反動等(35件)
- 3位 転倒(32件)
- 4位 激突(20件)
- 5位 はさまれ・巻き込まれ(19件)

起 因 物

- 1位 物上げ装置・運搬機械(80件)
- 2位 仮設・建築・構築物(39件)
- 3位 荷物(36件)
- 4位 その他の装置(25件)
- 5位 物質・材料(6件)

年 齢 別

- 1位 40歳代(66件)
- 2位 30歳代(46件)
- 3位 50歳代(40件)
- 4位 20歳代(20件)
- 60歳代(20件)

陸上貨物運送事業における第12次労働災害防止推進計画の目標

平成29年度までに労働災害発生件数を以下のとおり減少させるとともに、労働衛生対策への取組を促進し活動内容の定着化を図らせることを目標とする。

労働災害による死亡者「ゼロ」を目標として・・・
さらに・・・休業4日以上労働災害を・・・
平成29年末までに平成24年比10%以上減少させる！

平成24年
34件発生

-10%

平成29年
30件以下へ

1 労働災害防止対策分野

(1) 各社共通実施事項

- 荷役作業の労働災害防止対策の普及・徹底、「トラックの荷役作業における安全対策ガイドライン」の周知・普及



陸上貨物運送事業の約7割は荷主先で災害が発生しております。

このため、藤沢労働基準監督署では管内で発生している陸上貨物運送事業の労働災害をもとに、ガイドラインの周知・啓発を図るため労働災害防止団体と連携し、「荷主向け講習会」と「陸上貨物運送事業者向け講習会」を実施いたします。（日程は、後日お知らせします。）

- 墜落・転落災害の防止、腰痛予防対策を重点とした安全衛生教育の実施の指導
- 経営トップによる安全衛生への取組方針を全労働者に周知するほか、安全衛生管理体制を整備し、法定職務が完遂できるよう社内体制の見直しを検討する。
- トラックによる荷物の積卸し作業を行うに当たっては、あらかじめ、作業を行う場所の広さや地形、取り扱う荷の種類及び形状等に適応した作業計画を定め、当該作業計画に基づきながら作業を行うこと。

(2) 在来型災害（「墜落・転落」「動作の反動・無理な動作」「転倒」災害）防止に重点を置いた活動の実施

- 湘南地域で発生している在来型災害（「墜落・転落災害」、「動作の反動・無理な動作」、「転倒災害」）の防止に重点を置いた取組を展開させるため、トラックの運転席や荷台から乗降する際の正しい乗り降りの仕方や作業靴等の選定基準、荷の積卸し方法等を労使で話し合い、ヒヤリハットによる情報収集や危険予知訓練等を定期的実施すること。

(3) トラックやフォークリフト等による荷の積卸し作業に必要な作業計画の作成を徹底する。

- トラックやフォークリフトによる荷物の積卸し作業を行うに当たっては、あらかじめ、作業を行う場所の広さや地形、取り扱う荷の種類及び形状等に適応した作業計画を定め、当該作業計画に基づきながら作業を行うこと。



湘南地域では、製造業や小売業等の荷主にも理解を求めています！

2 労働衛生対策分野

(1) 心の健康づくり計画の作成を実施する

- ・ 湘南地域の陸上貨物運送事業では、心の健康づくり計画の作成に取り組んでいない事業場が多い。
- ・ 過去の労災請求事案では、店舗責任者が顧客からのクレーム対応等に追われて、心の病や脳・心臓疾患等に罹患したものもあり、事業者としては、長時間労働対策やこれらの労働者の疲労蓄積度合いを確認し、適切な労務管理や安全衛生対策に取り組むことが必要。
- ・ 外部資源の投入も検討し、メンタルヘルス対策支援センター（※1）及び地域産業保健センター（※2）に協力を求めながら、事業場における取組を推進すること。

※1 メンタルヘルス対策支援センター

職場のメンタルヘルスの予防から職場復帰支援までの相談やアドバイスを行う機関

※2 地域産業保健センター

労働者50人未満の事業場を対象に、各種産業保健サービスを提供する機関

(2) 健康診断の受診率向上と有所見率の改善に向けた取組

- ・ 湘南地域の陸上貨物運送事業者の多くは、年に数回ほど陸災防等が主催する集団健診を利用して社員の健康診断を行っておりますが、健診当日に業務の都合等で、当該集団健診を受診できない労働者も多く散見されており、その後のフォローが行われておりません。

このため、事業者は、社員の健診受診率の向上と有所見者対策を適切に行うことが大切！

- ・ ※ 長年に亘り、健康診断の有所見者対策に何ら取組を行ってこなかった結果、荷主先において、運転手が倒れ亡くなった事例も報告されていることに留意する。

(3) 腰痛等による業務上疾病対策への取組

- ・ 陸上貨物運送事業で働く労働者は、年齢に関係なく製品の運搬等で腰痛にり患している労働者も少なくない。

このため、陸上貨物運送事業では、持ち運ぶ荷物の重さや形状を把握し、荷物等を持ち上げる際の基準作りを行い、各社独自に腰痛災害防止のための「荷物運搬マニュアル」等の作成を推進し、併せて、「職場における腰痛予防対策指針」の導入を図り、腰痛予防教育等を実施すること。

第12次労働災害防止推進計画が目指すもの

誰もが

安心して健康に働くことができる社会を

実現するために



詳しくは・・・藤沢労働基準監督署

(0466-23-6753)